⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付・保守できると理事長が判断した資料及び入札書を提出した入札者であって、独立行政法人森林総合研究所契約事務取扱規程第28条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約情報の公表　「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）に基づき、当研究所と一定の関係を有する法人等と契約をする場合には、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表します。なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意されたものとみなします。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuo Suzuki, President, Forestry and Forest Products Research Institute
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28, 29
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Leasing of video conferencing equipment and its maintenance
⑷　Fulfillment period : From 1, November, 2013 to 31, October, 2018
⑸　Delivery place : Forestry and Forest Products Research Institute
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 7 and 8 of the Cabinet Order concerning the Contract for FFPRI,
②　have the Grade A, B, C or D in the “Services” in terms of the qualification for participating in tenders by Forestry and Forest Products Research Institute or Single qualification for every ministry and agency, in the fiscal year 2013, 2014 and 2015.
③　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
④　not being suspended from transactions by the request of the officials in charge of contract,
⑺　Time limit for proposal and certification required : 15 : 00　18, September, 2013
⑻　Time limit for Tender : 14 : 00　20, September, 2013
⑼　Contact point for the notice : Shigeki Ozawa, Supply Section, General Affairs Division, Forestry and Forest Products Research Institute, 1 Matsunosato Tsukuba-shi Ibaraki 305―8687 Japan. TEL 029―829―8367

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年７月30日
独立行政法人水産総合研究センター
総務部長　下迫田裕二
◎調達機関番号　540　◎所在地番号　14
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　船舶（俊鷹丸）第２A種・第３種中間検査・臨時検査及び一般修繕　一式
⑶　調達案件の仕様等　仕様書による。
⑷　履行期間　平成25年10月２日～平成25年10月31日
⑸　履行場所　俊鷹丸の定けい港（清水港）から540マイル以内の請負者造船所
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格
⑴　独立行政法人水産総合研究センター契約事務取扱規程（平成13年４月１日付け13水研第65号）第12条第１項及び第13条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度独立行政法人水産総合研究センター競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」で、「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
⑶　独立行政法人水産総合研究センター理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑷　当該船舶が修繕可能かつ入渠可能な状態の船渠等を有していることを証明した者であること。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒220―6115 神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番３号　クイーンズタワーB 15階　独立行政法人水産総合研究センター総務部船舶管理課船舶係　畑村規代映　電話045―227―2664
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付するほか、郵送による配布希望者は、封書に「俊鷹丸ドック入札説明書希望」と記入の上、返信用封筒（角２判）に390円切手を貼付し、上記３⑴宛郵送すること。
⑶　競争参加資格確認書類の提出期限及び場所　上記２⑷に示す書類を平成25年８月28日17時までに、上記３⑴へ提出すること。
⑷　入札説明会の日時及び方法　入札説明書受領時に、メールアドレス又はＦＡＸ番号を登録し、質疑がある場合は平成25年８月14日（水）までに質疑を行い、回答は登録者全員に対して行うとともに当センターのホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
⑸　入札、開札の日時及び場所　平成25年９月18日14時　神奈川県横浜市西区みなとみらい２丁目３番３号　クイーンズタワーB 15階　独立行政法人水産総合研究センター　会議室

4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、競争参加資格確認書類に虚偽の記載をした者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した特定役務を履行できると独立行政法人水産総合研究センター総務部長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　競争参加者は、入札の際に独立行政法人水産総合研究センターの資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
⑻　詳細は入札説明書による。

5　契約に係る情報の公表
⑴　公表の対象となる契約先　次の①及び②いずれにも該当する契約先
①　当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等（※注１）として再就職していること
②　当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（※注２）
※注１　「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。